

電動レンタサイクル利用規約

令和7年8月1日施行

棚倉町めぐり電動レンタサイクル事業は、一般財団法人棚倉町活性化・観光物産協会（以下「協会」という。）が管理運営しています。この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）がこのレンタサイクルを利用する際に遵守していただく事項について規定しています。

以下のことをご承諾いただき、サイクリングをお楽しみください。

1. 利用方法

(1) 利用申し込みは、次の方法で行うことができます。

ア 原則、予約制となります。貸出希望日の前日の17時までに協会に電話するか、もしくは協会メールアドレスまたはFAXに連絡をいただくと予約を行うことができます。また、協会に直接お越しになり、予約することも可能です。

事前予約がない場合は、先着順により当日貸出の申し込みをすることができます。

電話番号 0247-33-7886

FAX 0247-57-8830

メールアドレス info@tanagura-kanko.jp

イ 予約の際には、利用者の氏名、電話番号、住所、貸出希望日時をお知らせください。また、その際にメールアドレスまたはFAX番号をお伝えいただければ、利用申込書をお客様に送信させていただきます。添付の「利用申込書兼同意書」に必要事項を記入の上、協会に返信または記入したものを当日ご持参いただくと、受付にお時間がかかりません。

ウ 自転車のサイズは適応身長150cm以上（タイヤサイズ26インチ）、体重90kgまでの1サイズのみとなっており、車種は電動アシスト付自転車が6台（タウンタイプ4台、クロスバイクタイプ2台）となっています。

貸し出し状況によって希望する車種を貸出できない場合があります。

エ 貸出当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に協会まで電話連絡をしてください。

(2) 本人確認

利用者は、貸出し手続きの際に利用申込書に必要事項を記入の上、身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポートなど）と一緒に提示してください。

(3) 虚偽記載

申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。

(4) 予約の変更等

ア ご予約の変更または取り消しをされる場合は、お早めにご連絡ください。

イ ご予約の予定時間を過ぎた場合は、取消しとする場合がありますのでご了承ください。

ウ 事前に連絡がなく、予約時間から1時間が経過した場合、自動キャンセルとなります。

(5) 安全点検

レンタサイクルは、予め点検調整を行っておりますが、利用の前に次の項目等について係員とともに点検、確認していただくようお願いいたします。

- ①ブレーキの効き ②ハンドルの曲り ③ベルの鳴り ④タイヤの空気圧 ⑤サドルの高さ
⑥ペダル等破損の有無 ⑦システムの起動

2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関連して協会が知り得た個人情報については、協会が別に定める「個人情報保護規程」に従い取り扱うものとします。

3. 利用条件

- (1) 貸出・返却ともに利用時間内（9：00～16：30）に行ってください。
- (2) お一人様に同時に複数の自転車を貸出すことはできません。
- (3) 安全のため、身長150cm未満の方、体重90kg以上の方、15歳未満の方、また75歳以上の方はご利用をお断りさせていただきます。また、18歳未満の方のご利用は保護者同伴になります。

4. 利用時間

貸出時間は、貸出当日の9時から16時30分までとなりますので、この範囲内で利用時間を設定してください。

※利用時間を超えて返却されない場合は、遅延料金をいただく場合があります。

※連絡がないまま、返却時間を大幅に過ぎたり、貸出時間の16時30分を過ぎる等、協会が悪質であると判断した場合は、所轄の警察署に被害届を提出するなどの措置をとる場合があります。

5. 利用料金

(1) 通常利用の場合

利用料金は、利用時間の区分に応じた料金を前払いでお支払いしていただきます。お客様の都合により利用時間が短縮した場合にも返金は致しませんので、予めご了承ください。お支払い方法は、現金のみとなります。

区 分	利用時間	利用料金
クロスバイクタイプ (電動アシスト付き)	4時間未満	1,000円
	4時間超	1,500円
タウンタイプ (電動アシスト付き)	4時間未満	1,000円
	4時間超	1,500円
延長料金	1時間につき	200円
遅延料金	1時間につき	1,000円

(注) 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げて計算します。

(注) ヘルメットは無料で貸し出します。

(2) 延長利用の場合

利用時間終了30分前までに協会の承認を得て利用時間を貸出時間内で延長された場合は、1時間単位で延長料金をいただきます。

(3) 遅延料金

利用時間終了30分前までに協会の承認を得ることなく返却時間を超過した場合は、1時間単位で遅延料金をいただきます。

6.貸出場所／返却場所

棚倉町立図書館

7.利用上の注意点（厳守事項）

- (1) 交通法規を厳守してください。車両の交通量が多く危険な箇所がありますので、交通事故にはくれぐれも注意し、安全運転を心がけてください。
- (2) 自転車を離れるときは必ず施錠してください。また、道路上に自転車を放置しないでください。

8.自転車の故障・損傷**(1) 利用者に起因しない事由の場合**

貸出期間中に利用者に起因しない自転車の故障または損傷があった場合は、速やかに協会まで連絡してください。協会に事前の了解なく利用者自身で自転車を修理された場合、修理代金の返金は致しかねますので、ご承知おきください。

(2) 利用者に起因する事由の場合

利用者に起因する自転車の故障、損傷については、原則としてその修理に要した費用を実費にてご負担していただきます。また、走行中にパンクし未修理のまま返却する場合には、返却時に修理費1,500円（税込み）をいただきます。

(3) 損害への対応

自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が生じたとしても、協会に起因する場合を除いて協会は一切の責任を負いません。

9.自転車の盗難・紛失

- (1) 利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに協会まで連絡してください。
- (2) 無施錠のまま放置したなど、利用者に起因する事情により盗難・紛失した場合は、利用者は協会が指定した金額の違約金を支払うものとし、鍵の紛失等についても同様とします。なお、違約金受領後に自転車の返還があった場合でも、違約金の返金はいりません。

10.鍵、ヘルメットの紛失・破損

- (1) 自転車の鍵を紛失・破損した場合は、交換料として1,000円（税込）をいただきます。
- (2) ヘルメットを紛失・破損した場合は、交換料として6,000円（税込）をいただきます。

11.事故

- (1) 利用期間中に遭遇された、第三者による事故・盗難などにより利用者に損害等が発生した場合において、協会は一切の責任を負いません。
- (2) 利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、協会に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等を報告してください。
- (3) 事故についての示談等が必要な場合には、利用者自らの責任において行ってください。
- (4) 事故に起因して協会が第三者に対してやむなく損害賠償を支払った場合を含め、協会が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することになります。

12.保険について

- (1) 本利用規約の同意に基づいて利用者がレンタサイクル自転車を借り受けしている間等については、「赤色TSマーク付帯保険」に付保しており、利用者の損害賠償責任を次の限度内で補償するものとします。
 - ア 利用者本人が死亡または重度後遺障害（1級から4級）となった場合 100万円
 - イ 利用者本人が15日以上入院した傷害の場合 10万円
 - ウ 利用者が事故により相手方を死亡または重度後遺障害（1級から7級）にさせた場合 賠償責任限度額1億円

（注）レンタサイクル自転車搭乗中のみが補償対象となります。
- (2) 赤色TSマーク付帯保険の補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
- (3) 警察及び協会に届出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び協会の保障制度による損害補填が受けられないことがあることを利用者は意義なく承諾します。
- (4) 前号のほか、損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により、第1号に定める補償は適用されない場合があります、これらの損害については、利用者がすべて負担するものとします。
- (5) 損害保険については、補償の概要を記載したものです。詳細は保険約款によりますが、保険請求手続き等詳細につきましては、協会までお問い合わせください。

13.禁止事項

利用者は、次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 機関箇所・不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車または付属品の改造等現状の変更
- (5) ヘルメット無着用での走行
- (6) 運転中に当該自転車異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (7) 利用申込者以外の第三者に使用させること。
- (8) 自転車を譲渡・質入れなどの処分すること。
- (9) 公序良俗に違反すること。

14.貸出の中止

協会では、次に掲げる事由に該当する場合は、自転車の貸出を中止することができます。

- (1) 申込者が禁止事項を遵守できないと認められるとき。
- (2) 申込者が暴力団関係団体、関係者その他反社会勢力に属していると認められるとき。
- (3) 貸出期間が暴風雨等の悪天候時、もしくはそれらが予測されたとき。
- (4) その他協会が適当でないと認めたとき。

15.規約等の変更

本規約、休業日、営業時間、サービス内容等は予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

16.利用取消

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても利用を取消し、自転車を速やかに変換していただきます。この場合、協会が受領した基本利用料金の払い戻しは一切いたしません。また、利用規約違反より協会もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

17.その他

- (1) メンテナンス等安全点検並びに自然災害のため、事前に告知することなくレンタサイクルの提供を中止する場合があります。
- (2) 自転車の数に限りがありますので、貸し出し状況により利用できない場合があります。